

押さえておきたい!

金融実務トピック

検査マニュアル廃止後の引当

金融機関はディスカッションペーパーに沿ってより良い引当ルールの構築を

本連載では、法令改正や金融行政などをテーマに取り上げ、主な内容や金融実務に与える影響を解説します。今回のテーマは、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」です。

金 融庁は、2019年12月に「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(以下、ディスカッションペーパー)を公表しました。

これは、18年6月に公表された「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(以下、基本方針)を踏まえて、金融機関の融資に関する検査・監督の考え方と進め方をまとめたものです。

基本方針では、19年4月以降をメドに金融検査マニュアルを廃止することを予定しており、12月について金融検査マニュアルが廃止されることになりました。

このような取組みの背景には、金融検査マニュアルが現在の金融を巡る環境にそぐわなく

の議論
従来の引当ルールがなくなるわけではない

金融業界において特に注目されているのが、金融検査マニュアルが廃止された後の自己査定や不良債権の分類、貸倒引当金の算定はどのように行えばよいかということです。

金融検査マニュアル廃止後はディスカッションペーパーに書かれた内容に沿って、自己査定を行って不良債権を分類し、貸倒引当金を算出することになります。ただし、その本意は引当を形式的に行うのではなく各金融機関の裁量で適切に行うことを求めています。

もっとも、ディスカッションペーパーは、金融検査マニュアルに基づいて定着した、これまでの引当実務を否定はしていません。しかし金融機関の中には、金融検査マニュアルが廃止されることで、これまでの引当ルールがなくなると誤解してい

金融検査マニュアルにおける債権分類基準

		回収の可能性			
		高い ←		→ 低い	
債務者区分	担保などの分類 (預金・国債などの担保) 優良保証 (保証協会などの保証)	一般担保(不動産担保等)		担保なし	
		処分可能見込額 (評価額の70%相当分)	評価額と処分可能見込額の差額 (評価額の30%相当分)		
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I	II	III	IV
	実質破綻先	I	II	III	IV
	破綻懸念先	I	II	III	III
	要管理先	I	II	II	II
	要注意先	I	II	II	II
	正常先	I	I	I	I

※IV(第4分類):回収不可能な債権、III(第3分類):回収に重大な懸念のある債権、II(第2分類):回収に注意を要する債権、I(第1分類):正常債権

る人も少なからずいます。

金融庁としては、足元や将来の情報に基づき、よりの確な引当を行うことを求めているのであって、これまでの引当が的確であればそのままの実務でかわらないという見方をしています。各金融機関が金融検査マニュアルに代わるものを自ら策定することを期待・促しているともいえるでしょう。

金融機関は、こうした金融庁の考え方やスタンスを踏まえたうえで、自らに合ったより良い引当ルールを構築することが求められます。

ディスカッションペーパーを受けて、自らの引当の考え方や実務などを見直す金融機関もあると思います。見直しにより、何か変更があれば、各担当者は自行庫の考え方を踏まえたうえで、適切かつ的確に対応してください。

(監修)NTTデータ経営研究所
パートナー 金融コンサルタント
グユニット長 大野博堂